

番 号 : 151185

国 名 : モンゴル

担当部署 : 産業開発・公共政策部ガバナンスグループ行財政・金融チーム

件 名 : 国税庁徴税機能強化及び国際課税取組支援プロジェクト終了時評価 (評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3 ~ 4 号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2016年3月上旬から 2016年4月上旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.5M/M、現地 0.47M/M、合計 0.97M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 現地業務期間 整理期間
5日 14日 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 1 部
- (2) 見積書提出部数 : 1 部
- (3) 提出期限 : 2月10日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。
提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について) (http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等
 - ①業務実施の基本方針 8 点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2 点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等
 - ①類似業務の経験 40 点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9 点
 - ③語学力 16 点
 - ④その他学位、資格等(特に、経済・税務関係) 25 点
- (計100点)

類似業務：	各種評価調査
対象国／類似地域：	モンゴル／全途上国
語学の種類：	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等

本調査の評価対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

モンゴル経済は、1990年代には市場経済体制への移行による混乱で、極度の物不足となり、深刻な危機に陥った時期もあった。しかし、我が国を始め、各国からの経済協力やIMFなど国際機関の指導・助言の下、危機を克服し、大胆な自由化・構造改革が推進されている。

1990年に社会主義体制から市場経済に移行したモンゴル国（以下、モンゴル）は、1993年に一般税法を成立させるなど、近代的な徴税システムを導入してきた。モンゴル国税庁（GDT：General Department of Taxation）は徴税制度の基盤を整備し、税収を上げることが主な目的として掲げてきた。2011年現在、税収は歳入の82-84%を占め、同所得水準の国（対GDP比率36-38%）に比較して高い税収比率を確保している。その一方、モンゴルの法人所得税は課税ベースが非常に狭く、多くの企業が法人所得税の納税を免除されている。モンゴル企業約7万3千社のうち実際に納税しているのは約半数と言われ、大企業320社が法人所得税全体の85.5%を納付している。法人所得税には多額の徴税コストがかかっており、また、一般に納税コンプライアンスが低く、滞納残高および徴税コストの増加が課題となっている。GDTによると、現在の滞納額は2000億モンゴル・トゥグルグ（税収の10%程度）と認識されており、滞納防止や滞納処理のための徴収能力の向上や催告制度等の改善が求められている。

また、近年モンゴルでは、銅や石炭等の鉱山開発が活発に進められており、多くの多国籍企業・外資企業が進出している。しかし、モンゴル税法では国際課税にかかる制度が未整備で、税法解釈や国際課税に関する運用が脆弱であり、これら国際企業の過度の租税回避行為への対策が不十分である。制度整備や税法解釈等を十分に行うために国際課税に関する知見を有する人材が必要であるが、人材不足が顕在化しており、国際課税分野の人材育成、実務基盤の整備が課題となっている。

中長期的な政策として、モンゴル政府は2012年9月に「政府行動計画2012～2016」を策定した。本計画の第一項、「自由市場に立脚した自立的かつ競争力のある経済を築くため予算、歳入および金融の支えのある政策実施（以下略）」にある通り、税務は国家財政の根本を支える重要な業務であると捉えられている。また、モンゴル側は、税制並びに税務行政にかかる二つの改革である、Mid-term National Taxation Development Plan(2012-15)とThe Second Stage of Tax-Reform(2012-16)を実施している。これらの改革では、モンゴル政府が、効率的・効果的かつ透明性の高い徴税業務の確立や、国税庁の徴税機能の強化を通じて、持続的・健全な財政に不可欠な中長期的な税収を確保することが目指されている。本国税庁徴税機能強化及国際課税取組支援プロジェクトはこれら改革の方向性に合致したものである。

我が国政府により、平成 24 年 5 月に改訂された「対モンゴル国 国別援助方針」においては、「鉱物資源の持続可能な開発とガバナンスの強化」の重点分野が設定されており、「鉱物資源関連の歳入増加を長期的経済発展につなげるため、行政能力や透明性の向上による財政管理・金融機能の強化、高度な知識・技術を有する人材育成、関連法・制度整備やその運用能力の向上等のガバナンス体制の確立・定着に向けた支援を実施する。」としている。

JICAはモンゴルの市場経済体制移行を支援する協力の一環として、1998年より徴税制度構築や納税者情報システム構築など、モンゴル国税庁の機能強化に向けた枠組み作りを支援してきた。

2006年からはそれまでの協力の集大成として、先に実施された開発調査で策定された「短期行動計画」に基づいた①人材育成体系の構築、研修システムの実施支援、ならびに②公平かつ公正な徴税業務の実現にかかる技術移転、③納税者サービスの向上に向けた知的支援の3つのコンポーネントから構成される技術協力プロジェクト「税務行政強化プロジェクト」を2008年まで実施した。同プロジェクトの事後評価によると、申告事積の改善、税務調査による追加徴税の効率性の改善が達成され、滞納処分についても徐々に改善効果が発現してきている。しかし、徴収分野に関しては対応すべき課題が残されており、また同プロジェクトでは国際課税分野には取り組んでいなかった。

これを受けて、2013年9月に「国税庁徴税機能強化及国際課税取組支援プロジェクト」として、両国間で討議議事録（R/D）に署名した。2013年11月から2016年10月までの3年間の予定で実施中であり、現在、税務分野の専門家を派遣中である。

今回実施する終了時評価は、2016年10月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2016年3月上旬～3月中旬）

- ①既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P機関、その他モンゴル側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を作成する。
- ④対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間（2016年3月中旬～3月下旬）

- ①JICAモンゴル事務所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③事前に配布した質問票を回収、モンゴル側C/Pと協議した評価グリッドに基づき、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びモンゴル側C/P等とともに評価5項目の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまとめを行う。
- ⑥調査結果や他団員及びモンゴル側C/P等からのコメント等を踏まえた上で、必要に応じ、PDM及びP0の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑧協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑨現地調査結果のJICAモンゴル事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間（2016年3月下旬～4月上旬）

- ①評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を作成する。
- ②帰国報告会に出席する。
- ③終了時評価調査報告書（和文）について、担当分野のドラフトを作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（1）～（3）のすべてとする。

- （1）評価報告書（英文）
- （2）担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）
- （3）評価調査結果要約表（案）（和文・英文）

上記（1）～（3）については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積を計上して下さい）。

航空賃については、成田（日本）ーウランバートル（モンゴル）間のみを計上して下さい。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2016年3月6日～2016年3月19日を予定しています。

本業務従事者は、当機構の調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

現地調査期間中のプロジェクトチームの構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 評価分析 (コンサルタント)

また、本業務の現地調査期間中に現地で活動している専門家は、以下のとおりです。

- ア) 総括
- イ) 国際課税
- ウ) 国政課税
- エ) 徴収

③便宜供与内容

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：
全行程に対する移動車両の提供（機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳傭上：日⇄蒙の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ
現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及び長期専門家及びC/Pの同行
- カ) 執務スペースの提供
プロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料を当機構産業開発・公共政策部ガバナンスグループ行財政・金融チーム（TEL:03-5226-6916）にて配布します。
 - ・PDM（最新版）
- ②本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイト（<http://libopac.jica.go.jp/>）で公開されています。
 - ・モンゴル国 国税庁徴税機能強化及国際課税取組支援プロジェクト詳細計画策定調査報告書

(4) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAモンゴル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上